

令和 6 年度労働報酬下限額について

令和 6 年度における労働報酬下限額を定めたので、江戸川区公契約条例（平成 22 年 3 月江戸川区条例第 1 号）第 21 条第 3 項の規定により、以下のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 / 日

江戸川区長 斉 藤 猛



工事請負契約

(単位：円／1 日当たり)

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	25,470	27	普通船員	26,550
2	普通作業員	22,860	28	潜水士	42,480
3	軽作業員	15,840	29	潜水連絡員	31,050
4	造園工	23,310	30	潜水送気員	30,150
5	法面工	28,440	31	山林砂防工	27,630
6	とび工	28,080	32	軌道工	48,960
7	石工	28,260	33	型わく工	27,000
8	ブロック工	26,280	34	大工	25,920
9	電工	27,090	35	左官	27,720
10	鉄筋工	27,810	36	配管工	24,300
11	鉄骨工	25,200	37	はつり工	25,740
12	塗装工	29,430	38	防水工	30,780
13	溶接工	30,420	39	板金工	29,160
14	運転手（特殊）	26,010	40	タイル工	24,208
15	運転手（一般）	21,240	41	サッシ工	27,360
16	潜かん工	31,590	42	屋根ふき工	17,562
17	潜かん世話役	37,440	43	内装工	28,170
18	さく岩工	32,040	44	ガラス工	26,910
19	トンネル特殊工	30,510	45	建具工	24,210
20	トンネル作業員	26,460	46	ダクト工	24,300
21	トンネル世話役	34,560	47	保温工	23,580
22	橋りょう特殊工	29,610	48	建築ブロック工	24,975
23	橋りょう塗装工	30,240	49	設備機械工	23,760
24	橋りょう世話役	34,650	50	交通誘導警備員 A	17,100
25	土木一般世話役	27,900	51	交通誘導警備員 B	14,940
26	高級船員	32,940			

※ただし、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1 日当たり 12,320 円とする。

以上

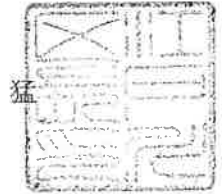
江戸川区告示第 851 号

令和 6 年度労働報酬下限額について

令和 6 年度における労働報酬下限額を定めたので、江戸川区公契約条例（平成 22 年 3 月江戸川区条例第 1 号） 第 21 条第 3 項の規定により、以下のとおり告示する。なお、工事請負契約については、令和 6 年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、告示する。

令和 5 年 12 月 18 日

江戸川区長 齊 藤



業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1 時間当たり 1,220 円
---------	-----------------

※ ただし、江戸川区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

以上